

【論 文】

アカデミック・サバルタンの声と「研究」  
—学問における<sup>脱植民地化</sup>decolonizationへ向けて—

石原 真衣

要 旨：本論の目的は、第一に、アカデミック・サバルタンであるアイヌ民族の声と近年におけるアイヌ民族を取り巻く状況を確認し、第二に、国内外における脱植民地化と研究倫理に関する動向を把握し、第三に、学問の脱植民地化へ向けた対話の事例としての古河講堂「旧標本庫」人骨問題を紹介し、学問における「脱植民地化」と倫理的課題の展望を提示することである。2018年にはアイヌを主人公とする漫画『ゴールデン・カムイ』が第22回手塚治虫賞を受賞し、外国語版が、海外約20の国と地域で出版され、人気を博している。2020年には北海道白老町に「民族共生象徴空間“ウポポイ”」と国立アイヌ民族博物館が開設され、このような流れの中で、アイヌに対してポジティブなイメージを持つ層も増えたといえるだろう。その一方で、アイヌ民族に対する排外主義的攻撃は深刻な状況であり、必ずしも社会的理解が深まっているとはいえない側面もある。学問の場に視点を移せば、アイヌに関する／を冠する研究が国内外で拡がりをみせる一方で、研究者とアイヌ民族当事者間の確執はアイヌ民族遺骨返還問題によって近年において顕著となっており、「和解」のためには残された課題が多い。このような状況から、本論では、アイヌ民族における多様な声の一側面について考察する。その多様な声の一つであるアカデミック・サバルタンの声を排除せずに、学問を深化させることはいかにして可能であるかを検討したい。

キーワード：アイヌ民族、サバルタン、decolonization、研究倫理、古河講堂「旧標本庫」人骨問題

1. はじめに—アカデミック・サバルタンの声を聴く

アイヌやアイヌ語に関するかぎり、どんなでたらめな放言をしても責任を負わなくてもすんだというような、アイヌ学界積年の悪弊は、この辺で根絶やしにしておきたいと思ったからである。そういう私の気持は、この本を読んだ若い人々には恐らく察していただけたことと思う。“アイヌ研究を正しい軌道にのせるために！”——この本を書いた私の願は、ただそれに尽きるのである。(知里1956: 276)

「いつまで研究を続けるんだ！謝罪を求めているんじゃない！もう研究なんてやめてほしいんだ！（2020年1月15日に開催された「北大とアイヌ」について考える会（仮称）連続学習会（第一回）でのアイヌ男性のコメント<sup>1</sup>）

「研究者は、同じテーブルにつけば対等に話ができていると思っている。絶対にそうではない。対等ではない。そのことが全く分かっていない。」（アイヌ男性によるコメント。2019年10月24日筆者インタビュー<sup>2</sup>）

冒頭で紹介したのは、3名のアイヌ民族の声である。知里以外の2名のアイヌ男性の発言は、特定の意見や発言に対して発されたものではなく、「研究」という営為を行うこと自

体へ向けられた発言だった。先住民研究で最も参照される著作の一つである Linda Tuhiwai Smith の *Decolonizing methodologies* では、「研究という言葉自体は、おそらく先住民の世界における語彙の中で最も汚い言葉の一つである」(Smith 1999: 1) (日本語訳は引用者) と述べられている。上述で示した 2 名のアイヌ男性の声や、Smith の記述は、多くの先住民社会やその構成員にとって、「研究」という営為そのものがいまだ大きなトラウマであることを示しているのではないだろうか。

本論では、これらの人びとをアカデミック・サバルタンとして捉えてみたい。サバルタンの定義は、アントニオ・グラムシによって階級的に従属的地位にある人びととして提示され、ラナジット・グハラによるサバルタン研究グループでは、植民主義により、歴史の周辺に位置する人びとへと変遷した。そして、ガヤトリ・スピヴァクは、サバルタンとは「社会構造および公的領域にアクセスできない人々」であると示した (スピヴァク 2008: 79-82)。スピヴァクの登場によって、サバルタン性を決定づけるのは、社会構造へのアクセスへの有無とされたことには注目されたい。私はこれまでの拙論・拙著において、北海道におけるこれまで不可視化されていたもう一つのポストコロニアル状況とは、まさにこのサバルタン問題であったことを明らかにしてきた (石原 2018、2020)。

アイヌの出自である知里真志保は、アイヌ語研究においていまだ強い影響力を持つ研究者である。そうであれば、知里がサバルタンであるはずがない、と思うだろうか。本論が射程するサバルタン概念は、スピヴァクの介入によって、階級的や歴史的な他者や周辺者という意味から、「社会構造にアクセスできない人」と変遷した点が重要である。つまり、「ネイティブの人類学」研究で知られる桑山敬己がいみじくも「知里の執拗ともいえるバチラー (引用者注: イギリス人宣教師で『アイヌ・英・和辞典』の著者でもある) 批判は、周辺化されたネイティブが自文化の語りを「奪還」するための試みだったのではないか」(桑山 2010: 77) と指摘したように、当時の知里にとって、「知の世界システム」はアクセス困難な場所であった。そのサバルタン性については、やはりスピヴァクの「社会構造にアクセスできない」というサバルタン概念が有効であると考え、本論ではその社会構造を学問の場ととらえ、アカデミック・サバルタンという概念を導入する。

冒頭で紹介した知里真志保の代表作の一つである『アイヌ語入門 とくに地名研究者のために』の「あとがき」の一部には、知里の切実な叫びが記されている。「でたらめな放言」を「アイヌ学界積年の悪弊」と呼んだ知里の恨みはとても深い。しかし知里はそこから未来への希望を紡ごうとしていると読むことはできないか。知里による同著の刊行は 1956 年、冒頭のアイヌ男性による二つのコメントは、2019 年と 2020 年に私が実際に立ち会った場で発せられたものであった。60 年という歳月に隔てられた三名のアイヌ男性が発する「学問」や「研究者」に対するいら立ちはあまりにも近い。

そうであれば、われわれはいま、こう問う必要がある。「知里が願った「正しい軌道」にのったアイヌ研究はかなえられただろうか」。私は冒頭の 2 名のアイヌ男性のコメントをその場で自分の耳で聴いたとき、言葉を失ってしまった。悲しくなり、そして僅かに恐怖を感じた。膨大な怒りのエネルギーに邂逅することは、それ自体がトラウマティックなことであるし、様々な感情が複雑に絡みあう自己の内部は感じたことがないものだった。

私は研究者として、「過去」に起こった研究者とアイヌの人びとのあいだにおける衝突や確執については、何度も聴いたり、文献を読んだりした。理解したような気になっていた

のかもしれない。そして、そのような衝突や確執を、私自身過去のものとして片付けてしまっていたのかもしれない。研究者が「共通言語」として持っている理論や方法論などによって、あるいは、それぞれの学会による倫理規定など読んで、簡単に倫理的課題をほぼ解決済みとしてしまっていたのかもしれない。私は母方の祖母がアイヌの出自で、同時に父方に「琴似屯田兵（北海道の「開拓のリーダー」）」の出自を持つミックスレイシャルだが、「アイヌの出自」を持つことがこの重大な倫理的課題への免罪符にはならないと思った。

研究をやめてほしいという訴えと、同じテーブルについても話ができていないという主張の背景について思索することは、人間を対象とするあらゆる研究において重要な課題である。この課題を希求することは、アイヌ研究のみならず、学問に内在する政治的力学の非対称性を暴くことにつながるだろうし、先住民研究の文脈でいえば、脱植民地化の動きへ接続するだろう。さらに、スピヴァクが指し示す「サバルタン」という声なき主体の問題を、これまでとは異なる回路で思索することには大きな意義がある。

国内であれ、海外であれ、北海道に対して物理的に距離があったり、直接「研究<sup>3</sup>」に傷つけられた人々と出会わなかったりすれば、今のところ、この鋭い問いへの直接的な応答責任はないのかもしれない。膨大な怒りのエネルギーをぶつけずに（もしくは持ち合わせていないために）穏やかで友好的な関係を築くことが可能な人びとだけに、調査や研究を協力してもらえばいいと思うかもしれない。しかし、それぞれの研究者にとって都合のいい調査協力者だけを対象とした閉じられた空間において、知を形成することは、倫理的思考の貧困化を招くのではなからうか。「アイヌ」と冠したあらゆる研究において、いかにこの冒頭のアイヌ男性による切実な叫びを聴き、今後の倫理的課題の克服へ向けて議論を拓くことができるかは、知のヘゲモニーへの反省が求められる現代において切実な課題だ。

以上の問題意識から、本論では、近年におけるアイヌ民族を取り巻く状況を確認し、国内外における decolonization（「脱植民地化」と訳したい）の動向を把握し、学問における脱植民地化へ向けた第一歩としての可能性を含む事例として古河講堂「旧標本庫」人骨問題（以下：古河人骨問題）を取り上げたい。

1995年7月26日に発見された遺骨六体のうち「不明」とされた二体がアイヌ民族のものであるかは現在のところわからないが、翌日にはアイヌ民族の有志が六体の霊を慰めるための儀式を行い、翌月8月3日までに「アイヌ民族に関する人権啓発パネル展実行委」（山本一昭代表）が北大に対して調査を申し入れている（北海道新聞夕刊 1995年8月3日15頁）。北大文学部は「山本一昭代表に「人間の尊厳に対する冒とくであり恥ずかしい」と文書で正式に謝罪した」（北海道新聞夕刊 1995年8月11日19頁）。一方で、アイヌ民族遺骨返還問題では、アイヌ民族側から謝罪を求める声もあるが北大からの謝罪には至っていない。古河人骨問題では、関係した研究者がどのような思いを得たのかも含めて、研究者と先住民社会のあいだにおける対話がどのように実現したかについてここで確認することは、学問における脱植民地化へ向けた一つの手がかりになるのではないかと思う。その上で、上述したアイヌの人びとの〈声〉に研究倫理的な議論はどのように応えうるかを検討する。研究そのものを批判し抑制するためではなく、先住民と学問的営為を行うコミュニティの双方にとってよりよい関係性を築くための視点を探りたい。

## 2. 近年のアイヌ民族を取り巻く状況

### 2-1. 1997年というコロニアル・ターン

近現代のアイヌ民族について考える上で、いくつかの大きなターニングポイントが考えられる。例えば、戸籍法の制定が挙げられるだろう。日本において1869年に四民平等の世の中となり、国民として保護すべき者を明確にし、その保護を目的として「戸籍法」が制定された。北海道における戸籍の完成は、本州系日本人が1873年、アイヌ民族においては1876年だった。これをもってアイヌ民族は法律上国民となったが、「この政策は民族固有の文化を否定し、強制的な「和人」への同化であり、新たな差別を創出した」（加藤・若園編2018: 68）。

あるいは、第二次世界大戦の敗戦直後におけるアイヌ民族の運動を焦点化することも可能である。1946年1月9日の『北海道新聞』には、北海道アイヌ問題研究所の高橋真がGHQに対しアイヌ問題解決に向けた嘆願書を提出したと書かれている。同年4月には大河原徳右衛門、辺泥和郎、川村三郎がアイヌ民族としてはじめて国政選挙に立候補した。日本の敗戦という時間には、アイヌ民族のなかにはGHQの民主化政策に強く期待する意見もあった（加藤・若園編2018: 120）。

1982年の国際連合による先住民作業部会設置を挙げることもできるだろう。国連人権小委員会は同作業部会において、「先住民の権利に関する宣言（Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）」の草案を作成した。1992年、地球サミットにおいて、先住民は自分たちの土地、領土、環境が悪化していることに懸念を表明し、世界の指導者たちは先住民の集団の声に耳を傾けた。その後2007年には、「先住民の権利に関する宣言（Declaration on the Rights of Indigenous Peoples）」が総会によって採択された。宣言は、文化、アイデンティティ、言語、雇用、健康、教育に対する権利を含め、先住民の個人および集団の権利を規定している。宣言は、先住民の制度、文化、伝統を維持、強化し、かつニーズと願望に従って開発を進める先住民の権利を強調している（国際連合広報センターホームページ「先住民」）。

同時期の国内の状況をみよう。1997年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（以下、アイヌ文化振興法）が施行され、2007年の国連総会における国連宣言の採択の後、翌2008年、衆参両院で「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」が全会一致で採択された。法的にアイヌ民族が先住民であると明記されたのは、2019年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下「アイヌ施策推進法」）である。2020年には北海道白老町に「民族共生象徴空間“ウポポイ”」と国立アイヌ民族博物館が開設された。

それぞれが現在のアイヌ民族を取り巻く状況を理解する上で大切な時であったが、本論では、アイヌ文化振興法が制定された1997年を一つのメルクマール（指標）として設定したい。アイヌの出自を持つ詩人の戸塚美波子は同法について、「「アイヌよ、踊りなさい、アイヌ語を学びなさい、アツシをつくりなさい、木彫りをしなさい、アイヌでない人も同様にしているのですよ。そのためのお金は出しますよ。そのかわり抵抗運動はしないでくださいね」と語りかけているような不思議な法」（戸塚2003: 244）と評した。また、「サマニウクルとサルウクルのハーフで、ウラカウクル」（萱野ほか2020: 4）である八重樫志仁は、同法について「文化法にはなっていたけど、民族法にはなってませんでした。

何もアイヌ社会のためになっていない。民族対策は行われてこなかったのは問題です」(萱野ほか 2020: 7) と述べている。

同法は、「アイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与すること」を掲げた。社会的空間において「アイヌ文化」が可視化されたことにより、アイヌ民族が誇りを取り戻し、自分たちの文化を伝承することを可能にした同法の功績は大きい。かつてアイヌ協会の常任理事を務めた小川佐助は、1948年に「我々の孫の時代でも曾孫の時代でもよい、人種差別がなくなつて、社会的圧迫が無くなつたら、どれ程明朗でせう、我々の孫が曾孫が、学校へ行つて勉強するにも、どんなに楽しいこととせう、遠足の時でも修学旅行の時でも、仲良く仲間へ入れてもらえたら、どんなに楽しいこととせう(社団法人北海道アイヌ協会 1946: 10)」と述べた。それほどまでに過酷だった状況は在りし日のように映る。アイヌ文化振興法を契機とした一連の社会的状況の変化は、誇りを失い、歴史や文化から隔てられていた人びとにとって、一つの脱植民地化された状況を創成したのかもしれない。

しかし一方で、同法は、「アイヌ文化の定義」として「アイヌ文化とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいうこと」と述べていることにも注意されたい。かの有名なエドワード・タイラーによる文化の定義は、「〈文化〉または〈文明〉とは、民族誌的な広い意味で捉えるならば、知識、信念、技術、道徳、法、慣習など、社会の成員としての人間が身につけるあらゆる能力と習慣からなる複合的な全体」(タイラー 2019: 9)である。文化人類学においてこの文化概念は現在においても広く支持されている。アイヌ文化振興法を、タイラーの提唱した文化概念に照らし合わせると、特に信念、道徳、法、慣習の側面がそぎ落とされていることは特に重要である。この限定されたアイヌ文化観は、戸塚が提起したように「抵抗運動」への抑制としても機能したであろうし、それによって八重樫のいうように、「アイヌ社会のためになっていない」と感じている人がいることも事実である。

そこには、小田博志(2018)が指摘した「〈アイヌ文化〉レジーム」という問題が発生する。小田は、『北方人文研究』に掲載された論文「骨から人へ ―あるアイヌ遺骨の repatriation と再人間化―」の中で、札幌からドイツのベルリンへとアイヌ遺骨が盗み出された経緯について、「グローバル人骨ネットワーク」に基づいて歴史を紐解き、「自然／文化」の非対称的分割(英語圏では「未開／文明(primitive/civilization)」)によって「近代文明」が何を他者化したかをあぶりだした。この論文で、小田は先住民のアイヌ民族遺骨返還問題を通じて脱植民地化についての考察を行っている。紙幅に限られる本論では、この問題について深く掘り下げることは叶わないが、国内外の先住民社会において、遺骨返還問題は極めて重要であることは強調したい。ここでは、小田が述べた〈アイヌ文化〉を紹介した支配体制について以下に確認するとどめよう。

1984年に、「アイヌ民族に関する法律(案)」が北海道ウタリ協会(当時)によって採択された。「本法を制定する理由」から始まり、「基本的人権」「参政権」「教育・文化」「農業漁業林業商工業等」「民族自立基金」「審議機関」の6条からなる「民族の自立と権利回復を目指した画期的な内容であった」(小田 2018: 84)。1995年に内閣官房長官の私的諮問機関として「有識者懇談会」をアイヌのメンバーを加えずに組織し、法案の議論を行った。

その結果、84年の「アイヌ民族に関する法律（案）」で提起された土地・資源等の返還・補償等の自治権といった部分は削除され、1997年のアイヌ文化振興法制定へと至った。

小田は、「この法律によって成立し、関連する諸機関によって構成されている統治体制を「〈アイヌ文化〉レジーム」と呼びたい。この体制の特徴は、アイヌに係る事柄を国がこの法律で定義する〈アイヌ文化〉に限定する一方で、84年新法案（引用者注：「アイヌ民族に関する法律（案）」）に盛り込まれていた政治経済的側面、土地や資源への権利、（中略）repatriationの権利などの「先住権」を排除する構造を形成し続けていることである。ここにもポストコロニアルな責任（植民地主義による影響を踏まえた責任）の否認がみられる」（小田2018:85）という。

そこで本論では、1997年をコロニアル・ターン（植民地主義的転回）と呼びたい。アイヌ文化振興法は、それを起点として「脱植民地化」の一部を達成しえた人びとと、それが「〈アイヌ文化〉レジーム」として機能し、あらたな植民地主義が立ち現れたことによって権利回復運動を阻害された人びとのあいだに分断をもたらしたのではなかっただろうか。とりわけアイヌ民族遺骨返還問題や権利回復運動などでは、アイヌ民族の内部においてもその当事者性の違いから、真逆とも思われる意見の表明に時として出会うこともある。そこで起こる分断や対立は、それぞれの当事者が未来をどのように展望しているか、あるいは当事者とはあるニーズの主体とすればニーズの相違がどのように起こるのかについて、その歴史的・社会的状況を考慮する必要がある。

このような状況に鑑みれば、市民やメディアや研究者は、どちらか一方の立ち位置にのみ自己を位置付けて、他方への不寛容な（時として侮蔑的ですがある）眼差しをアイヌ民族に向けることは慎まなければいけない。また、その分断について、アイヌ民族に統合の能力がないとすることも同様に慎まなければいけない。いかなる構造が、このような分断をもたらしたのかについて、その分断を克服することもまた脱植民地化の一つであるとすれば、いかなる倫理的な議論が必要とされるのか、今後深い洞察が求められている。紙幅が限られる本論では、以上の視点から、アイヌ文化振興法制定の1997年をひとつのメルクマール（指標）として、多様な立ち位置やニーズを有する人びとがいることで、研究倫理についての議論をすることが困難であるということを確認した上で議論を進めたい。

## 2-2. 近年におけるアイヌ民族に関する研究および研究機関の動向

アイヌ民族に関する社会的関心は、近年ますます増加している。一方で、先住民族の知的財産に関する議論や、研究倫理に関する議論は海外諸国と比して、いまだ十全であるとはいいがたい。近年においてアイヌ民族に関する研究がどのくらい行われているかについて、「科学研究費助成事業（通称：科研費）」のデータベースをもとに確認しよう。

同事業は、「人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究資金」であり、ピアレビューによる審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うもの」（日本学術振興会 <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/>）である。

「アイヌ」というキーワード検索で本論がメルクマールとして設定した1997年から2020年までに科研費として行われた研究課題で、研究課題名に「アイヌ」を含むものは、202件である。研究課題名ではなくフリーワード（キーワードなどにアイヌを含むもの）に設

定すると、889件となる（2020年11月30日現在）。

フリーワードに「アイヌ（民族）」を含む研究の中で、実際にアイヌの人びとと会って実施する調査、あるいは交流事業などを含めた共同性を有する研究は主として社会学、文化人類学および民俗学関連、教育学、言語学に含まれる。しかしこれらの研究はフリーワードに「アイヌ」を含む889件のうちで極めて限定されており、文献資料やモノによる研究課題が圧倒的に多い。次節で述べるような、北米先住民研究において先住民族主導で組織されている研究倫理委員会や研究の事前申請などのシステムがまだ整備されていない日本では、アイヌ民族に関する研究を行う研究者が、直接当事者と学問的営為について議論する場はほとんどないに等しい。

「アイヌ民族」を冠する研究機関について確認したい。現在、北海道博物館の内部組織であるアイヌ民族文化研究センター（1994年6月設立）、北海道大学 アイヌ・先住民研究センター（2007年4月設立）、国立アイヌ民族博物館（2020年7月オープン）の三機関がある。アイヌ民族文化研究センターは、設立以来、研究紀要をはじめ、調査研究報告書、年報、資料目録など数多くの研究成果を刊行している。その一部は、ウェブサイトで公開もされている。北海道大学アイヌ・先住民研究センターは、北大アイヌ・先住民研究センター叢書として図書を3冊刊行しており、所属する専任および兼務教員による報告書やブックレットなどが多数刊行されている。国立アイヌ民族博物館は、本論執筆時はオープンから4か月であったため、研究成果の刊行や発表は現時点において確認できなかった。

紙幅に限られる本論において、アイヌ民族に関する研究の全てを把握および提示することは困難であり、また、本論では、海外諸国におけるアイヌ民族に関する研究について触れておらず、詳細な分析は別稿での課題としたい。外国語による学術的文献を検索できるjstor (<https://www.jstor.org/?refreqid=search%3A5bce99de7def8baf4cefe1d6749455bf>) で「Ainu」と検索すると、7,786件の検索結果が出ることは記しておきたい。アイヌ民族のみならず、GDPは世界第3位でありながら英語力は世界55位という日本の英語能力指数に鑑みれば、非日本語圏における学問の場で、アイヌ民族を含めた研究倫理に関する議論を行うことが極めて困難であることは想像に難くない。

### 3. 研究倫理に関する議論

#### 3-1. アイヌ民族に関する研究倫理

アイヌ民族に関する研究倫理は、1989年に日本民族学会（現：日本文化人類学会）によって提出された「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」にさかのぼることができる。ここでは、「アイヌ民族の意志や希望の反映という点においても、アイヌ民族への研究成果の還元においても極めて不十分であったと言わねばならない。こうした反省の上に立てば、今後のアイヌ研究の発展のために不可欠なのは、アイヌ民族とその文化に対する正しい理解の確立と、相互の十分な意思疎通を実現し得る研究体制の確立」と述べられた（日本民族学会 1989: 裏表紙）。

アイヌ民族遺骨返還問題に議論が焦点化されて以降は、2017年に北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会による『これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル 報告書』が発表され、2019年の公益社団法人北海道アイヌ協会による『アイヌ民族に関する研究倫理指針（案）』、そして2020年には、日本学術会

議地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会による『先住民族との和解と共生 アイヌの遺骨・副葬品の返還をめぐる一記録』が発表されている。

北海道アイヌ協会が取りまとめた『アイヌ民族に関する研究倫理指針（案）』は、先住民族側から提示されたものとして特に重要であろう。ここでは、研究倫理委員会の設置について「日本人類学会、日本考古学協会、日本文化人類学会と北海道アイヌ協会は、「アイヌ民族に関する研究倫理審査委員会」を設置し、運営する」と述べられている。2019年時点では（案）であったので、関連する他の学術組織や、各地のアイヌ協会支部などに周知されているかなども含めて、今後動向が注視されるだろう。

日本学術会議地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会による『先住民族との和解と共生 アイヌの遺骨・副葬品の返還をめぐる一記録』では、「人類学諸分野の研究者は、自分が身を置く学問の歴史とそれに対する批判とに真摯に向き合い、植民地化の過程で収集された先住民族の遺骨や副葬品等、不当に収奪された文化遺産等の返還問題の解決を、互いの信頼関係を構築する糸口と捉える必要がある」と主張された。同分科会には文化人類学者が多数属している。研究される側から、その倫理的問題を問われる学問である文化人類学では、たとえば、American Anthropological Association（アメリカ人類学会）が、「Handbook on Ethical Issues in Anthropology」や「Principles of Professional Responsibility」のみならず、膨大な量の Ethic Resources（倫理に関する資料）を公開しているように、研究倫理に関する議論の蓄積は厚い。

しかし、2-2 で述べたように、現在アイヌ民族に関する／を冠する研究の多くは、文化人類学に限定されていない。アイヌ民族への学問的関心を持つ研究者が国際的および学際的であることは、その研究成果がアイヌ民族の社会にもたらしうる利益が拡張される可能性をもたらすとともに、倫理的議論の貧困化にもつながるかもしれない。今後、これまでのアイヌ民族に関する研究倫理を踏まえた上で、特に文化人類学的な「他者について書くことの政治性」と学問の植民地主義的ルーツに関する議論を導入することが期待される。

### 3-2. Decolonization（脱植民地化）と先住民族主導による研究倫理委員会

研究という言葉自体は、おそらく先住民族の世界における語彙の中で最も汚い言葉の一つである。多くの先住民族の場で語られると、その言葉は、沈黙をああおったり、悪い記憶を呼び起こしたり、もう分かったというような不信感を含む笑顔を先住民族に浮かべさせる。それは先住民族が研究について詩を書くほど強力なものである。科学研究が植民地主義の最悪の行き過ぎた行為に関与していることは、世界の多くの植民地化された人々にとって、強力に記憶されている歴史であり続けている。それは今もなお、私たちの人間性の奥底にある感覚を傷つける歴史である。（Smith 1999: 1）（日本語訳は引用者）

国際社会における先住民研究では、多くの場合「decolonization（脱植民地化）」がキーワードとなっている。これらの動きと連動するように、先住民族出身の研究者による著作は近年ますます増えている。1999年に刊行された Linda Tuhiwai Smith による先住民研究における記念碑的な著作 *Decolonizing methodologies: Research and indigenous peoples*（『脱植民地化のための方法論：研究と先住民族』）では、研究という営為における方法論を脱植民地化

する必要性が強調された。2020年に刊行された *Indigenous Knowledge Systems and Research Methodologies : Local Solutions and Global Opportunities* (『先住民的知のシステムと研究の方法論 地域的解決策とグローバルな機運』) では、先住民をとりまく知の在り方と先住民研究についての提言が述べられた。ガーナ出身でトロント大学教授の George J. Sefa Dei は、同著で「知を脱植民地化することが、ローカルな人びとの自分たちによる社会的現実に関する理解が形作る切実な社会的ニーズと、変化をもたらすために行われるべきものを強調するための研究の政治における核となっている。(中略) 脱植民地化のプロジェクトとしての先住民研究は、知を探求する学習者への重要な存在論的、認識論的、方法論的、価値論的(倫理的) 挑戦である」と述べている (Dei 2020: xv)。

Unanga̓x̓ (ウナンガン。アリュートの人びとの自称) でアラスカセントポール島のアリュートコミュニティの登録された成員であり、トロント大学准教授の Eve Tuck と、Critical Ethnic Studies の編者を務めるカリフォルニア大学サンディエゴ校教授の K.Wayne Yang は、decolonization (脱植民地化) という概念そのものが、先住民の土地と生活の返還をもたらすものであるという本来の意味を離れて、安易に教育現場等で使用されていることに警鐘を慣らし、「decolonization is not a metaphor (脱植民地化はメタファーではない)」と主張した。Tuck と Yang は、先住民問題や先住民研究にかかわるはずの脱植民地化という概念が、様々な社会的正義を是正するための場で使用されていることを批判し、そうした試みが入植者の罪悪感や共犯性を覆い隠すことを指摘している (Tuck and Yang 2012)。

1982年の国連による先住民作業部会の設置以降、先住民同士によるグローバルなネットワークは広がりを見せており、こうした脱植民地化の試みは、北米のみならず、オーストラリアやニュージーランド、台湾などでも深化している。しかし一方で、日本はこのような議論を十分に導入しているとは言い難い。次に、先住民主導の研究倫理委員会と情報管理について触れたい。

カナダに本部を持つ Assembly of First Nations (ファーストネーション議会) による「Ethics in First Nations Research」(ファーストネーション研究における倫理) は、38頁にわたって、倫理的研究の課題、潜在的な力の差に対処するための推奨事項、参加者のインフォームド Consent、先住民の知的財産の保護について詳細に述べられている。ここでは、ファーストネーションが、これまで研究の「対象」として利用されてきた負の遺産について述べられ、このような「間違い」を繰り返し犯すことを避けることが重要であることが主張されている。

First Nations Information Governance Centre (ファーストネーション情報管理センター(以下 FNIGC)) は、ファーストネーションが独自の世界観に沿ってデータに関する主権を獲得するというビジョンをさらに推し進めるための国家戦略を提示している。FNIGC のホームページで公開されている『First Nations Data Governance Strategy (ファーストネーション情報管理戦略)』は、ファーストネーションの人々やコミュニティの情報ニーズに応えるために必要な知識、スキル、インフラを備えた、ファーストネーション主導の全国的な地域情報管理センターのネットワークが構想されている。ホームページの冒頭では、「Our data. Our stories. Our future. (私たちのデータ。私たちの物語。私たちの未来)」と謳われている。

本節では、ニュージーランドのマオリ出身の研究者である Linda Tuhiwai Smith による「研究」に対する先住民社会からの批判を紹介し、北米における脱植民地化に関する議論の動

向と、先住民族主導の倫理委員会や情報管理を紹介した。これらの動向や試みがいくら意義深いからといって、例えば日本の学問やアイヌ民族を取り巻く状況においてこれらのものが不在であるとして<sup>4</sup>、その事実を指摘し糾弾することは、さらに議論を硬直化させることへつながるかもしれない。それよりも、アイヌ民族を冠する／に関する研究において、なぜ「脱植民地化」という用語や概念が不自由なく使用されているとは言い難い状況が発生するのかについて、今後深く議論を重ねることであろう。

法学者であるマーク・レヴィンがいみじくも「日本における人種をめぐる力学は不安定で複雑」（レヴィン 2008: 82）と指摘したように、日本において批判的人種理論の導入はいまだ不十分である。また、レヴィンは「日本における和人優位の人種の言説は、人種マジョリティの透明性の典型を示している」（レヴィン 2008: 87）と述べる。「透明性」について、レヴィンは以下のように説明する。「人種が基本的なファクターであることを意識することなく、また人種が生活経験に対して有しているインパクト（人種に根差した特権を含む）を認識する必要もなく、暮らすことができることを意味している。「特権」を享受している者がそれを特権によるものと認知するのは特に困難なのである」（レヴィン 2008: 85）。そして米国のホワイト（白人）との比較において、レヴィンが、「和人の中には、米国におけるホワイトの透明性を凌駕する並外れた人種的透明性により、日本に人種に基づく社会的境界線とマイノリティの従属とが存在すること自体に無自覚なものもいる」（レヴィン 2008: 91）と主張したことに注目されたい。日本の学問における脱植民地化は、このようにして多層的な次元で困難な試みである。さらに、2-1 で確認したようにコロニアル・ターン以降のアイヌ民族が内部に分断をかかえている状況に鑑みれば、先住民族主導の倫理的議論や情報管理機構の創設にも様々な困難を抱えざるを得ない。

#### 4. 日本の学問における「脱植民地化」—古河人骨問題から学ぶ

国内外においてアイヌに関する／を冠する研究が増え続ける中で、様々な背景により、日本における脱植民地化を含めた研究倫理的な議論は深まっているとはいえないことをここまで確認してきた。ここでは、学問における脱植民地化への第一歩としての可能性を持つ事例として古河人骨問題を紹介したい。本節の以下の段落から、故・津曲敏郎北海道大学名誉教授のインタビューの箇所までは、おおむね、（石原 2019）からの再掲である。

1995年7月26日、北海道大学古河記念講堂の一室から、新聞紙に包まれ段ボールの中に入れられた頭骨6体が発見された。一つの頭骨に差し込まれていた文書には「東学党」に関係ある人物の首であり、1906年に「珍島」で採取されたと記されていた。他の三体には「オタスの杜」と記された紙片があった。「オタスの杜」は、日本統治下のサハリンで先住民を集めて居住させた土地の名である。これらの頭骨が調査・研究されたい形跡はなく、北海道大学文学部（以下文学部）にはその存在はもとより、いかなる理由や目的で置かれていたのか知られていなかった（北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会 1996: 1）。

報告書の冒頭には、次の言葉が記されている。

人間の骨をこのような形で扱うことが許されるのであろうか。学問の世界では、現に生きている人間も、死者も、本質的には区別がない。人骨に限らず、一般

に過去の人類の文化を研究する場合には、研究者は過去の人類との生き生きとした対話を行い、それによって過去から学ぶのである。人骨は単なる「もの」ではない。研究者にとってそれは生きている人間と同じであり、それが語りかけることに虚心に耳を傾けるのである。それを研究する学問の意義は、その人骨が属する文化を深く理解するとともに、さらにこのことを通じて、人間の尊厳、命の尊さに対する認識を確かなものにするにある。

今回のような事実が存在したこと自体がまことに残念であり、教育者・研究者として信じがたく・恥ずかしいことである。

(北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会 1996: 1)

文学部は、事態を重く見て、人骨が発見された翌日の7月27日に古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会を設置した。その際の方針は以下であった。1. 関係者はもとより報道機関等に対しても頭骨を秘匿せず公開するが、人骨の尊厳と人骨に対する礼を失しないよう配慮して、丁寧に供養する、2. これらの頭骨がどのようにして古河講堂に収納されるようになったか、その経緯を調査する、3. 関係者に返還するためにもっとも適切な方法を検討する、4. 調査は平成7年度内、遅くとも一年以内(平成8年7月26日まで)に完了する方向で進め、調査結果がまとまった段階で中間報告書あるいは報告書を公表する(北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会 1996: 1)。

発見の翌日には、古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会が設置され、方針が決定され、具体的な調査の期間を設定するというは、とても迅速な対応である。「オタスの杜」と記された紙片と共に発見された遺骨三体は、2003年8月10日、故郷サハリンのポロナイスク市サチ地区において、ウイルトの人々に返還された。その返還式に、同行した故・津曲敏郎北海道大学名誉教授は当時の記憶を以下のように語る。

ロシア少数民族の言語に関する研究を行っていたので、調査委員に指名され、遺骨収集の経緯や、現地での調査、返還に携わった。ウイルトの人々は、長く経過した遺骨たちをどのように弔うのか、どこに埋葬するのかなど、様々な課題がある中で、よく遺骨返還を受け入れてくれたと思う。それまで自分は言語学者として研究を行ったが、どのような歴史や社会の構造の中で研究が行われているかについて深く知らなかったのかもしれない。しかし、古河人骨問題に関わることによって、少数民族が被った歴史と、学問の植民地主義的な構造について考える契機となった。遺骨収集の経緯などに関する詳細は、明らかにならなかった点も多いが、北大にその遺骨たちがあったという事実は変わらない。その中で、ウイルトの人々が返還のときに、「北大はよくここまでやってくれた」と歓迎してくれたことは、とてもありがたかった。ぜひ、この歴史を、古河で学んだ学生たちに、知ってほしい。(石原 2019: 4) (2019年3月5日筆者インタビュー<sup>5)</sup>)

遺骨返還に関する事柄は、様々な当事者に痛みをもたらすものである。2020年に逝去された津曲敏郎北海道大学文学部名誉教授は、1時間にわたり、詳細にインタビューに応じ

てくださった。その中で、「学問の植民地主義的な構造について考える契機となった」というコメントは学問の未来において重要な点であろう。文学部は、人骨発見の翌日には調査委員会を設置し、中間報告書をいれると人骨発見の翌年である1996年から2010年までの間に4冊の報告書を刊行している。『古河講堂「旧標本庫」人骨問題 報告書』では、「頭骨発見前後の状況」、「頭骨6体はなぜ古河講堂にあったのか」、「持ち出し場所の検討」などが詳細に論じられている。また、『古河講堂「旧標本庫」人骨問題 報告書III』では「ウイльта民族の歴史の理解と『報告書I』『報告書II』の再検討」という章が設けられており、「ウイльта協会側の厳しい批判」を受け、同報告書の記述に至った経緯が紹介されている。

調査委員会が受け取った田中丁ウイльта協会会長（当時）からの「A4紙4枚からなる批判的な意見書」には、「調査委員会に対して「弁明」を求めているのではないこと、正確な事実に基づく歴史認識を持つこと、サハリンの少数民族に対する現状認識を問うていること、等が示されており、具体例としても多くの事実誤認が指摘されている。また調査委員会の「風葬（天葬）」に対する見解にも厳しい批判が列記されている」（北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会2010:33）。現在対話の場を創出することが十全には実現されていないアイヌ民族遺骨返還問題と比較してみると、古河人骨問題における、先住民社会と研究者の間で応答状況が実現していることに注目されたい。この実現については、当時の日ロ関係の文脈も考慮する必要があり、今後さらに分析と理解を進めていきたい。

日本人として、先住民と植民者という関係性の中に身を置き、双方にとっての「脱植民地化」について研究を行っている研究者として、広島大学教授の中村平を挙げることができる。中村は、「暴力の記憶が分有されるということと、暴力の記憶が他人事ではなくなるということ、心身の痛みについての考察と重ねて考える。「当事者性」の拡張の問題をここに設定し直すことができ、コンパッション（共感共苦）概念が接合されるはずである」（中村2019:415）と述べる。

また、中村平は、コロニアリズム（「植民地主義／植民主義」）について、「軍事力あるいは暴力を背景に、他者を自己決定や自己発展の主体と見なさず、教導あるいは開発されるべき存在と見なして支配し、自己をその逆の存在、つまり理性的、文明的、生産的なものとして確立する傾向を指す」（中村2018:3）と述べる。さらに、中村はDecolonizationを「脱植民地化」ではなく「脱植民化」と訳し、一連の課題は植民地のみではなく植民側の問題でもあることを強調し、丸川哲史を引用しながら、「固有の困難の分有」という概念を導入し、「脱植民化とは、既存の植民的（コロニアル）な政治への反省に立って、新しい政治とそれを担う言語を獲得すること」と定義した（中村2018:4）。本論では、執筆者の力量と紙幅の制限から、中村の訳語である「脱植民化」について詳細な分析を行えなかったためにこの用語を使用しなかったが、中村が提示した視点は、今後の脱植民地化の議論において重要であることをここに強調しておきたい。

本節で紹介した古河人骨問題とはまさに、中村が述べたような、暴力の記憶が他人事ではなくなり、コンパッション（共感共苦）概念が接合された事例ではなかっただろうか。人骨の発見によって当事者化された文学部が、調査委員会を設置し現地調査を行い、さらに15年という時間を費やしてもなお「2010年の今、謙虚に反省するならば、我々調査委員会のメンバーは、以前も今も、ウイльта民族や「オタスの杜」について知らないことが

多すぎる。我々よりはるかに長い取り組みの歴史をもつウィルタ（原文ママ）協会からの批判に対して正面から向き合わなくてはならない」として、報告書Ⅲでは、「ウィルタ民族の理解と『報告書Ⅰ』『報告書Ⅱ』の再検討」として、25頁を当てて報告している。

本節で紹介した津曲敏郎氏の、「学問の植民地主義的な構造について考える契機となった」という実感は、研究や学問によって奪われる側である少数者・先住民族が具体的な存在であることに対して、非先住民の研究者側の透明性<sup>6</sup>を自覚し、学問の歴史性における植民地主義を引き受け、それが学問における脱植民地化への新たな道しるべとなったのではなかろうか。そこには当事者との出会いや交流があり、さらに、「知らないことが多すぎる」「批判に対して正面から向き合わなくてはならない」という気づきによって学問を行う側は暴力の記憶を他人事ではなく自己の一学問のルーツに位置付けることを可能にしよう。研究者が、「暴力の記憶の分有」を通じて学問の成り立ちそのものに向き合ったことは、学問における脱植民地化に向けた第一歩の可能性を含むものではなかろうか。

## 5. 結論—学問の未来と先住民族の未来へ向けて

本論では、アカデミック・サバルタンであるアイヌ民族の声を冒頭で紹介し、コロニアル・ターン以降のアイヌ民族を取り巻く状況と研究の動向について把握し、国内外における脱植民地化の動きについて考察した。本論で指摘したのは、第一に、1997年のアイヌ文化振興法制定以降のアイヌ民族の内部におけるニーズの多様性や分断の背景であり、第二に、アイヌ民族を取り巻く学問における脱植民地化の未完状況であった。

すでに海外諸国の先住民社会では、研究倫理や先住民族に関わるデータなどが先住民主導で実施され、それと同時に、アメリカ人類学会やアメリカ社会学会などの組織が、膨大な研究倫理に関する資料や議論を学会ホームページなどで紹介していることをわれわれは注視する必要があるだろう。このような状況を真摯に受け止めながらも、日本における研究倫理的な議論の遅れを、研究者の倫理的な姿勢のみに還元することは控えなければいけない。なぜなら、日本の歴史と現状におけるコロニアルな記憶とは、海外諸国と比して特殊な側面がある。また、レヴィンの主張のように和人の透明性は北米諸国におけるホワイトよりもはるかに深刻である。植民地主義と脱植民地化という課題を自由に議論することが実現していない現在について、研究者個人の倫理的配慮の欠如という観点ではなく、植民地の獲得と喪失の記憶の分有が困難であった日本の経験の結果として議論をはじめることが必要ではなかろうか。

アイヌ民族に関する／を冠する調査・研究において、フィールド調査に基づく研究の数は極めて少ない。また、フィールド調査に基づくものであっても、その対象者が必ずしも冒頭で紹介したようなアカデミック・サバルタンであるとは限らない。本論では、1997年をコロニアル・ターンと名付け、アイヌ文化を脱植民地化へ向けての糧とし得た人びとと、それがレジームとして機能し、権利回復を阻害されたと感じる人びとがいることを述べた。研究者やメディアや市民が、どちらか一方の立場性へ自己を位置付けて、他方への不寛容な眼差しを向けることは、分断という事態をより一層複雑なものにしてしまうことに注意されたい。多声的な状況に学問の姿勢が耐えうるかという課題は、途方もなく大きい。

しかし少なくとも、本論を通じて提起できるのは以下3点ではなかろうか。第一に、アイヌ民族の多様な声の背景にある植民地主義的なつらなりに注意深くあること、第二に、

脱植民地化に関する国際的な議論をいかに日本の文脈へと導入することが可能であるかを探求する必要性、そして第三に、現在と未来の形成に少しでも抵触しうるあらゆる研究は、切実なアイヌ民族の声を排除するのではなく、どのような回路で暴力の記憶を分有することが可能であるかを問い続けることである。

カナダ先住民族の教育が専門であり、アイヌ民族を取り巻く状況についても詳しい教育学者の広瀬健一郎は、先住民族が求めている教育とは、「自分自身を知るとともに、誇りをもてるような知識」とともに、「自分たちをとりまく世界を理解できるような知識を与える教育」であり、すなわち「現代社会を理解し、現代社会を生き抜く力を育むこと」だと述べる（広瀬 2020: 37）。学問が貢献できることは多いはずだ。「善意」すらも含めたイノセントな欲望と知のヘゲモニーに自覚的でありながら、アカデミック・サバルタンの声を誤解や排除をせずに、いかにアイヌ民族とともに学問の未来を志向できる道を拓くことができるのか。われわれに課せられた大きな問いに応答し続ける覚悟は、学術領域における倫理的思索の深化と先住民族をとりまく学問の脱植民地化へとつながるだろう。

謝辞：外国語文献の翻訳作業について、北海道大学メディア・コミュニケーション研究院教授のジェフリー・ゲーマン氏にご協力いただいた。感謝申し上げます。

- 1 ここで紹介された二名のアイヌ男性によるコメントは、本論で掲載したい旨を直接お伝えし、承諾をいただいた。
- 2 この発言は、筆者との私的な会話の中で発された。この男性は、自身は研究に従事する人物ではないが、様々な学術領域の研究者と接する機会があった人物である。ここで批判が向けられている「研究者」とは、特定の領域の研究者ではなく、研究に従事する人びと全体であった。この発言の背景について詳細に検討し、論じることは紙幅に限りがあるため叶わないが、同じテーブルについても対等に議論ができていたとはいえず、そのこと自体を研究者が理解できていないというこの男性の発言は、今後の倫理的課題に関する議論においてとりわけ重要であると考え、今後さらに思考を深めたい。また、本論では、紹介したアイヌ民族三名はすべて男性であった。意図的に男性を選んだわけではないが、結果的に全て男性のものとなった背景には、サバルタン女性の声が、さらに汲み取られていない構造が存在する可能性があり、この点については、今後の課題としたい。
- 3 ここで提示している「研究」とは、特定の領域を示していない。多くの先住民社会にとって、「研究という言葉自体は、おそらく先住民族の世界における語彙の中で最も汚い言葉」(Smith 1999: 1)と捉えられている。実際には、先住民社会にとって、尊厳や文化や土地権などの回復のために参照されうる研究も存在するだろうが、「研究」によってトラウマなどを抱える人びとにとって、「最も汚い言葉」としての「研究」と、先住民社会が抱える問題を解決するために必要な「研究」を区別して議論するためには、今後様々なプロセスを必要とするだろう。
- 4 アイヌ民族をとりまく植民地主義については以下を参照にされたい（越田編 2012、日本平和学会編 2016）。これらの研究がアイヌ民族に関する／を冠する研究に継承されているかは別稿で検証したい。
- 5 故・津曲敏郎北海道大学名誉教授には、ご多忙な中、インタビューに応じてくださったことに、この場を借りて感謝を記したい。私が大学院時代に所属した歴史文化論講座の研究室は古河記念

講堂にあったが、2019年に老朽化などの問題によって、研究室を移転させることとなった。その際に古河記念講堂にまつわる歴史をエッセイとして残そうとなり、津曲名誉教授にインタビューをさせていただいた。インタビューの内容は、広くアクセス可能となるように、ウェブ上で公開することとその後の研究で活用することに津曲名誉教授は同意してくださった。重ねて感謝とお悔やみを申し上げたい。

6 アイヌ民族出身の研究者も複数おり、特に近年においては「研究者＝和人」とは限らない。

## 引用文献

Dei, George J. Sefa (Asakyiri)

2020 Foreword: Indigenous Education, Research, and Theory. In Elizabeth Sumida Huaman, Nathan D. Martin (eds), *Indigenous Knowledge Systems and Research Methodologies Local Solutions and Global opportunities*. Canadian Scholars Press, Tronto, pp.xiii-xviii.

Smith, Linda Tuhiwai

2012 *Decolonizing methodologies: Research and indigenous peoples* second edition, Zed Books Ltd., London.

Tuck, Eve. Yan, K. Wayne

2012 Decolonization is not a metaphor. In *Decolonization: ndigeneity, ducation & society* 1(1): 1-40.

石原真衣

2018 「沈黙を問うー『サイレント・アイヌ』というもうひとつの先住民問題」『北方人文研究』11:3-21.

2019 「古河はかく語りき 私たちの古河の〈痛み〉と〈希望〉の物語」『私たちの古河ストーリー』北海道大学文学研究科・文学部歴史文化論講座ホームページ (<http://rekibun.webcrow.jp/exam/>) 1-6 頁.

2020 『〈沈黙〉の自伝的民族誌 (オートエスノグラフィー) サイレント・アイヌの痛みと救済の物語』、北海道大学出版会、札幌.

小田博志

2018 「骨から人へーあるアイヌ遺骨の repatriation と再人間化ー」『北方人文研究』11:73-94.

加藤博文・若園雄志郎編

2018 『いま学ぶ アイヌ民族の歴史』、山川出版社、東京.

萱野志朗・葛野次雄・八重樫志仁・秋辺日出男・ゲーマン、ジェフ

2020 「アイヌ民族の社会的課題および文化継承について：四人のアイヌの人々と」北海道大学メディア・コミュニケーション研究院編『多文化世界におけるアイデンティティと文化的アイコン：民族・言語・国民を中心に Identity and Cultural Icons in a Multicultural World: Ethnicity, language, nation』、北海道大学メディア・コミュニケーション研究院、札幌、1-25 頁.

桑山敬己

2010 「アイヌ研究におけるネイティヴの葛藤 知里真志保の場合」北海道大学北方研究教育センター編『知里真志保 人と学問』、北海道大学出版会、札幌、43-83 頁.

公益社団法人北海道アイヌ協会

2019 『アイヌ民族に関する研究倫理指針 (案)』

<https://www.ainu-assn.or.jp/news/files/3b014e7a03b0c1567978f9a1da5f17b8e8813a5a.pdf> (2021 年 3

月9日確認)。

越田清和編

2012 『アイヌモシリと平和 (北海道) を平和学する!』、法律文化社、京都、  
社団法人北海道アイヌ協会

1946 『北の光』(創刊号)、北海道アイヌ協会。

スピヴァク、ガヤトリ

2008 『スピヴァクみずからを語る一家・サバルタン・知識人』大池真知子(訳)、岩波書店、東京。

タイラー、エドワード

2019 『原始文化(上)』、松村一男(監)、奥山倫明ほか(訳)、図書刊行会、東京。

知里真志保

1956 『アイヌ語入門 とくに地名研究者のために』、楡書房、札幌。

戸塚美波子

2003 『金の風に乗って』、札幌テレビ放送、札幌。

中村平

2018 『植民暴力の記憶と日本人 台湾高地先住民と脱植民の運動』、大阪大学出版会、大阪。

2019 「家族-国家日本の植民暴力とトラウマ:脱植民化と『他人事でなくなる』」田中 雅一・  
松嶋健編『トラウマ研究2 トラウマを共有する』京都大学学術出版会、京都、415-441頁。

日本学術会議地域研究委員会歴史的遺物返還に関する検討分科会

2020 『先住民族との和解と共生 アイヌの副葬品の返 還をめぐる一記録』

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/kiroku/1-20200910-1.pdf> (2021年3月9日確認)。

日本平和学会編

2016 『平和研究 脱植民地化のための平和学』(47)、早稲田大学出版部、東京。

日本民族学会

1989 「アイヌ研究に関する日本民族学会研究倫理委員会の見解」『民族学研究』54(1)、裏表紙。

広瀬健一郎

2020 「カナダの先住民族教育における脱植民地戦略 ブリティッシュコロンビア州の学校教育を中心に」北海道大学メディア・コミュニケーション研究院編『多文化世界におけるアイデンティティと文化的アイコン:民族・言語・国民を中心に Identity and Cultural Icons in a Multicultural World: Ethnicity, language, nation』、北海道大学メディア・コミュニケーション研究院、札幌、35-53頁。

北海道大学文学部古河講堂「旧標本庫」人骨問題調査委員会

1996 『古河講堂「旧標本庫」中間報告書』。

1997 『古河講堂「旧標本庫」人骨問題報告書』。

2004 『古河講堂「旧標本庫」人骨問題報告書Ⅱ』。

2010 『古河講堂「旧標本庫」人骨問題報告書Ⅲ』。

レヴィン、マーク

2008 「批判の人種理論と日本法一和人の人種的特権について」尾崎一郎(訳)『法律時報』80(2):80-91。

(いしはら・まい/北海道大学アイヌ・先住民研究センター)